

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、これまで投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

本報告書の対象年度である平成19事務年度は審査会の第2期（平成19事務年度～21事務年度）の1年目にあたりますが、第1期（平成16事務年度～18事務年度）における実績を踏まえ、新しい審査基本方針等に基づき、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう努めているところです。

具体的には、「平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき検査を行い、検査の結果、5監査法人に対し、公認会計士法に基づく行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告しました。また、監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促す観点から、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を本年2月に公表し、全国各地の協会地域会において説明会を開催しています。

また、審査会は、平成18年1月より新しい制度による公認会計士試験を実施していますが、一定の資質を有する多様な人材を確保すると現行試験制度の実現に向けて、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が挑戦するよう、実施面での改善に向けて検討を行い、具体的な改善策を講じてきています。

さらに、平成19年3月に東京で独立監査監督機関からなる新たな国際組織である監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）の第1回会合が審査会の主催により開催され、その後も平成19年9月に第2回会合がトロントで、平成20年4月に第3回会合がオスロで開催され、審査会としても積極的に参加しています。

本冊子は、こうした審査会の平成19事務年度における様々な取組み及び活動を、品質管理レビューに対する審査及び検査、公認会計士試験の実施、調査審議、諸外国の関係機関との協力の各章にわけて取りまとめたものです。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力してその使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待（公益）に応えていきたいと考えています。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃